

○山口県情報公開・個人情報保護審査会条例（原文縦書）

令和四年十二月二十日

山口県条例第三十九号

改正 令和五年三月一四日条例第二〇号

山口県情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

山口県情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 設置及び組織（第二条―第七条）

第三章 審査会の調査審議の手続

第一節 情報公開に係る審査請求についての調査審議の手続（第八条―第十四条）

第二節 個人情報保護に係る審査請求についての調査審議の手続（第十五条）

第三節 その他の調査審議の手続（第十六条）

第四章 雑則（第十七条・第十八条）

第五章 罰則（第十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、山口県情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第二章 設置及び組織

（設置）

第二条 次に掲げる事務を行わせるため、山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一 次に掲げる規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

イ 山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第二十一条第一項

ロ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第三項において準用する同条第一項

ハ 山口県議会個人情報保護条例（令和五年山口県条例第二十号）第四十五条第一項

二 情報公開に関する事項又は個人情報の保護に関する事項について建議すること。

（令五条例二〇・一部改正）

(組織)

第三条 審査会は、委員六人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する委員）及び二人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第七条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 7 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。
- 8 前条（第三項を除く。）の規定は、部会の会議に準用する。

第三章 審査会の調査審議の手続

第一節 情報公開に係る審査請求についての調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第八条 審査会（部会が調査審議する場合にあっては、部会。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（山口県情報公開条例第二十一条第一項の規定により審査会に諮問した同条例第二条第一項に規定する実施機関をいう。以下この節において同じ。）に対し、公文書（同条第二項に規定する公文書をいう。以下この節において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下この節において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第九条 審査会は、審査関係人の申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第十条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第十一条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第八条第一項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第九条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十二条 審査会は、第八条第三項若しくは第四項又は第十条の規定による資料又は主張書面の提出があったときは、当該資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された資料若しくは主張書面の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該資料若しくは当該主張書面の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付、閲覧又は交付に係る資料又は主張書面の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

5 第二項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第十三条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第二節 個人情報保護に係る審査請求についての調査審議の手続

第十五条 第八条（第四項を除く。）、第十一条、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の規定は、個人情報の保護に関する法律第五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問がされた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項	山口県情報公開条例第二十一条第一項	個人情報の保護に関する法律第五条第三項において準用する同条第一項
	同条例第二条第一項	個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年山口県条例第四十号）第二条第二項
	公文書（同条第二項に規定する公文書	保有個人情報（同法第六十条第一項に規定する保有個人情報
	公文書の	保有個人情報の
第八条第三項	公文書に記録されている	保有個人情報に含まれている
第十一条	公文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第九条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせる	保有個人情報を閲覧させる
第十二条第一項	若しくは第四項又は第十条	、個人情報の保護に関する法律第一百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条又は同項において準用する同法第七十六条
第十二条第三項	送付をし、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付、閲覧又は交付	送付をしようとするときは、当該送付

2 前節の規定は、山口県議会個人情報保護条例第四十五条第一項の規定により審査会に諮問がされた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項	諮問実施機関（山口県情報公開 条例第二十一条第一項の規定に より審査会に諮問した同条例第 二条第一項に規定する実施機関 をいう。以下この節において同 じ。）	議長
	公文書（同条第二項に規定する 公文書	保有個人情報（山口県議会個人情報保護 条例第二条第三項に規定する保有個人情 報
	公文書の	保有個人情報の
第八条第二項	諮問実施機関	議長
第八条第三項	諮問実施機関	議長
	公文書に記録されている	保有個人情報に含まれている
第八条第四項	諮問実施機関	議長
第十一条	公文書	保有個人情報

（令五条例二〇・一部改正）

第三節 その他の調査審議の手續

第十六条 審査会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、県の機関、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係者に対し、必要な資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

第四章 雑則

（庶務）

第十七条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（その他）

第十八条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第五章 罰則

第十九条 第四条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 審査会に、第二条各号に掲げる事務に併せて、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年山口県条例第四十号)附則第五項若しくは第六項又は山口県情報公開条例の一部を改正する条例(令和四年山口県条例第四十二号)附則第三項若しくは第四項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する事務を行わせる。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

- 3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和五年条例第二〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則等三項の規定は、公布の日から施行する。